

児童見守りシステム

# 協力者通信



令和4年8月号 品川区地域活動課生活安全担当

## 1. 協力者の役割について

### 【協力者としての役割】

緊急通報を受けたときに発報地点に駆けつけ、児童の様子や付近の状況を確認していただくことです。ただし、危険な対応は避け、犯人の追跡や撃退は警察に任せてください。

### 【協力者の方に緊急連絡があった時の対応について】

- ① 発報地点に駆けつけ、児童の様子や付近の状況を確認してください。
- ② 児童の保護を優先し、犯人の追跡や確保等、危険な行為はしないでください。状況により110番通報や119番通報をしてください。
- ③ 付近に不審者がいない事を確認し、児童に「まもるっち」の協力者であることを告げて児童を安心させてください。
- ④ 品川区の生活安全サポート隊（紺色の帽子、青のワイシャツ、紺色のズボン）のパトロール車（青いパトランプを装備し、「品川区生活安全パトロール」と記入してある緑と白のツートンカラーの車）が現場へ直行します。状況説明をして引き継いでください。

### 【緊急連絡の範囲について】

緊急連絡は、「まもるっち」により緊急通報を行った児童の現在地付近の場所を予め住所として登録されている協力者の方に情報が発信されます。

※なお、ご協力は、任意にお願いするものです。

## 2. 協力者駆けつけ模擬訓練の実施について

協力者にご登録をいただいている皆様を対象として「協力者駆けつけ模擬訓練」を、毎年10月頃を目途に実施しております。本訓練は、児童が緊急発報を行った際に、協力者の皆様が実際に現場に駆けつけていただく体験をしていただくことで、実際に緊急事案が発生した際の対応を円滑に行うことができるよう実施するものです。



### 【模擬訓練概要】

品川区の地区（品川、大井、大崎、荏原、八潮）ごとに、模擬緊急発報（模擬発報地点は区で任意設定）を行います。緊急連絡を受けた**模擬発報地点付近の協力者の方**に、実際の発報地点に駆けつけていただき、児童の状況を確認していただきます。その後、区の生活安全サポート隊に引き継ぎを行っていただき訓練終了となります。なお、今年度は**メールだけでなく、音声での緊急連絡も計画しております**ので、ご承知おきください。

### 3. まもるっちの発報対応状況について（令和3年4月～令和4年3月）

昨年度「まもるっち」の総発報件数は **89,175 件** でした。その内、児童が身の危険を感じ、緊急事案として取り扱った件数は 14 件で、重大な事態に発展した事案はありませんでした。

緊急案件および緊急事案にまで至らなかった事案についても、保護者・教員・生活安全サポート隊・警察が現場へ駆けつけることにより解決に至っており、今回も協力者の方に対応を依頼する事態に発展した事案はありませんでした。

### 4. ご登録内容に変更があった場合は「変更届」を提出してください

登録内容（住所や緊急通報に関する連絡先等）に変更があった場合は、「児童見守りシステム（まもるっち）協力者変更届」をご提出ください。なお、区からの郵送物が宛先不明で返戻された場合は、登録を取消させていただきますので、ご了承ください。また、協力者を辞退される場合は、「児童見守りシステム（まもるっち）協力者辞退届」をご提出ください。

いずれも用紙は、地域活動課にございます。また、品川区ホームページから電子申請で届け出ることもできます（トップページの左下にある、「電子申請」のバナーをクリックすると、電子申請のページへ進むことができます）。スマートフォンをご利用の方は、下記QRコードから電子申請のページへ進むことができます。



変更（個人用）  
はこちらから



変更（事業所用）  
はこちらから



辞退はこちらから

### 【問い合わせ先】

品川区役所地域活動課 生活安全担当 電話 5742-6592